

指定給水装置工事事業者

※ 水道法→法
堺市指定給水装置工事事業者規程→規程
堺市指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱→要綱 とする

処分年月	処分内容	概要	処分根拠
令和7年8月	指定の効力の停止(1月)	給水装置工事申込を行わず、無届で水道と井戸水の単水栓を混合水栓に取り換える工事を行った。	・法第25条の11第1項第1号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和7年2月	指定の効力の停止(1月)	本市の給水管分岐及び布設工事において、道路掘削許可を得ずに道路使用許可だけで道路掘削を行った。	・法第25条の11第1項第1号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和6年11月	指定の効力の停止(1月)	本市の工事において、業務用1栓改造工事の申請を行っていたが、届けなく隣地の給水装置と接続工事を行った。	・法第25条の11第1項第1号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和6年8月	指定の効力の停止(6月)	本市の給水管布設及び撤去工事において、撤去すべき管の一部を、撤去せずに舗装を本復旧し、しゅん工図書及び工事写真には撤去したと記載し提出した。また、撤去完了が長期にわたり遅延した。	・法第25条の11第1項第6号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和6年7月	指定の効力の停止(3月)	本市の給水管分岐及び布設工事において、撤去すべき既設管の一部を撤去せずに舗装を本復旧し、撤去を行ったように加工した舗装仮復旧時写真を市に提出した。	・法第25条の11第1項第6号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和6年7月	指定の効力の停止(1月)	本市の工事において、メーター以降の給水装置を工事申込せずに改造工事を行った。	・法第25条の11第1項第1号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和4年8月	指定の効力の停止(6月)	給水管新設工事において、道路に係る許可を受けずに施工した事実が判明した。	・法第25条の11第1項第6号 ・規程第4条 ・要綱第2条
令和3年12月	指定の効力の停止(6月)	本市に対して、給水工事における虚偽報告を行った。	・法第25条の11第1項第6号 ・規程第4条 ・要綱第2条

指定排水設備工事業者

※ 堺市下水道条例→条例
堺市指定排水設備工事業者の処分等に関する要綱→要綱 とする

処分年月	処分内容	概要	処分根拠
令和5年8月	指定の効力の停止(1月)	排水設備に関する管理者の確認を受けていることを確認せずに、工事に着手した事実が判明した。	・条例第5条の7 ・条例第5条の5第3号 ・要綱第2条